資料室

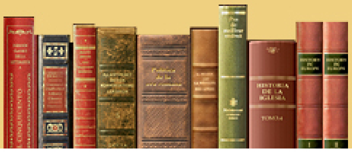

- 社会保障
- 労使トラブル法律相談Q&A
- 労働関係法
- 経営全般
- 人間関係とコミュニケーション
- ライフプラン
- 男女共同参画
- 公務員関係法
- 日朝の歴史
- ７つの習慣
- 中東の歴史
- ボランティア活動
- 環境活動
- 社会貢献活動
- 自己啓発
- 生涯学習
- 外交・防衛問題
- 資本論
- 教育カリキュラム
- 日本国憲法

日本国憲法を知ろう（条文解説）　第４章　国会　（１８）

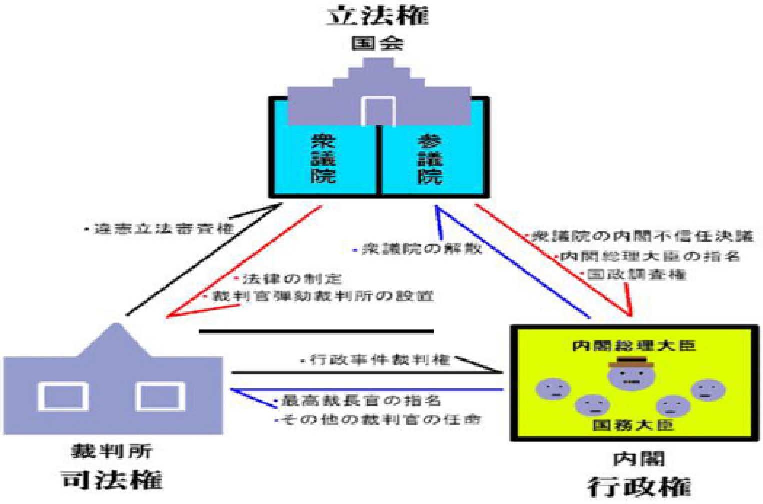

憲法第六十四条【　弾劾裁判所　】
　　国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。
　２．弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

語句説明
①罷　免・・・職務をやめさせること。
②訴　追・・・検察官が刑事事件について公訴を提起すること。弾劾の申し立てをして裁判官の罷免を求めること。
③弾　劾・・・罪や不正を調べて、明るみに出し、責任を問うこと。裁判官や人事官等の非行・義務違反に対し、一定の訴追方式で、罷免する手続き。

概要説明
　裁判官は、外部から圧力や干渉を受けることなく独立して職権を行使できるようにすることは、公正な裁判実現のためには不可欠です。しかし、裁判官の独善は許されないので、司法権を民主的にコントロールする審判機関「弾劾裁判所」を国会によって設置することを定めました。弾劾裁判所は、両議院の議員で組織され、国家議員以外から選出することはできません。なお、裁判官罷免事由は、①職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠ったとき、②その他」職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったとき、とされています（裁判官弾劾法第2条）

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。
Worker's Library　会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

Worker's Library
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE
静岡で働く人のための資料閲覧サイト
［ ワーカーズ・ライブラリー ］

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.